

それでは、補足資料「二宮町下水道条例の一部改正について」をご覧ください。

### 1. 改正の目的です。

酒匂川流域下水道の自治体（3市7町）では、各自治体の条例において、水質規制が必要な施設を設置している工場・事業場（以下「特定事業場」といいます。）からの排水の水質基準を定めています。酒匂川流域下水処理場は昭和 57 年に供用開始していますが、供用開始時は、酒匂川流域全体として大規模な工場のほか、多種多様な工場からの排水の流入が想定され、処理場への影響を正確に捉えることが困難であったことから、特定事業場の中でも製造業からの排水について、本来の基準よりもさらに厳しい水質基準を設けてきました。

酒匂川下水処理場を管理している神奈川県から、処理場に流入する汚水の水質は安定しており、今後の変動も少ないと考えられることから、製造業の排水について、本来の水質基準で実施しても処理場における処理及び放流水には影響ないことが示されました。それを受け、神奈川県及び酒匂川流域の3市7町で協議を重ねた結果、本来の水質基準を適用すべきであるとの結論に至りました。そのため、二宮町下水道条例の一部改正をするものです。

### 2. 改正の内容です。

厳しい基準を規定している、二宮町下水道条例第9条第2項及び第10条第2項を削ります。具体的には下記の表をご覧ください。

左の欄は水質基準の対象項目5種類、真ん中の欄は改正前の現在製造業に適用している厳しい基準、矢印があつてその右が現在製造業以外の特定事業所に適用されている基準になります。

一番上の温度は改正前は 40 度未満なら流せますという基準を改正後は 45 度未満に、窒素3項目は 1ℓにつき 125mg 未満を 380mg 未満に、pHは 5.7 を超え 8.7 未満を 5 を超え 9 未満に、BODは 1ℓにつき 5 日間に 300mg 未満を 600mg 未満に、SSは 1ℓにつき 300mg 未満を 600mg 未満にという形に、製造業においても他の特定事業所と同じ水質基準が適用されるものになります。

### 3. 施行年月日は令和3年4月1日としております。

説明は以上です。

# 二宮町下水道条例の一部改正について

## 1. 改正の目的

酒匂川流域下水道の自治体（3市7町）では、各自治体の条例において、水質規制が必要な施設を設置している工場・事業場（以下「特定事業場」といいます。）からの排水の水質基準を定めています。酒匂川流域下水処理場は昭和 57 年に供用開始していますが、供用開始時は、酒匂川流域全体として大規模な工場のほか、多種多様な工場からの排水の流入が想定され、処理場への影響を正確に捉えることが困難であったことから、特定事業場の中でも製造業からの排水について、本来の基準よりもさらに厳しい水質基準を設けてきました。

酒匂川下水処理場を管理している神奈川県から、処理場に流入する汚水の水質は安定しており、今後の変動も少ないと考えられることから、製造業の排水について、本来の水質基準で実施しても処理場における処理及び放流水には影響ないことが示されました。それを受け、神奈川県及び酒匂川流域の3市7町で協議を重ねた結果、本来の水質基準を適用すべきであるとの結論に至りました。そのため、二宮町下水道条例の一部改正をするものです。

## 2. 改正の内容

厳しい基準を規定している、二宮町下水道条例第9条第2項及び第10条第2項を削る。

### 【条例改正前後の比較】

対象項目	改正前（製造業に適用している厳しい基準）	改正後（製造業以外の特定事業所の基準）
温度	40度未満	45度未満
窒素3項目（※）	1リットルにつき125mg未満	1リットルにつき380mg未満
水素イオン濃度（pH）	5.7を超え8.7未満	5を超え9未満
生物化学的酸素要求量（BOD）	1リットルにつき5日間に300mg未満	1リットルにつき5日間に600mg未満
浮遊物質（SS）	1リットルにつき300mg未満	1リットルにつき600mg未満

※改正後は製造業においても、他の特定事業所と同じ基準が適用されます。

## 3. 施行年月日

令和3年4月1日